

新庁舎建設検討委員会要綱

(設置)

第1条 新庁舎建設を検討するため、新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新庁舎建設基本構想に関すること。
- (2) 新庁舎建設基本設計に関すること。
- (3) 新庁舎建設実施設計に関すること。
- (4) 新庁舎建設工事に関すること。
- (5) 新庁舎への移転に関すること。
- (6) その他新庁舎建設に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、企画室長をもって充てる。
- 3 委員には、総務部長、民生部長、経済部長、建設部長、水道部長、出納室長、忠類総合支所長、札内支所長、教育委員会教育部長、議会事務局長、東十勝消防事務組合消防長、総務部総務課長及び企画室参事をもって充てる。
- 4 前項に掲げる者のほか、必要に応じて、関係職員を臨時の委員に充てることができる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員が会議に欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。

(意見等の聴取)

第6条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に

出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会における所掌事項について、専門的かつ幅広い視点から検討を行い、委員会の討議に資するため、委員会に部会を置く。

2 部会の構成は、別に定める。

3 部会の運営に必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

2 幕別町役場庁舎のあり方検討委員会要綱（平成21年要綱基準等第48号）は、廃止する。